



土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			自然現象の種類	土石流	溪流番号	428- I -011
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石流の高さが1 mを超える場合、土石流の移動による力が50kN / mを超える区域		告示番号	熊本県告示第 248 号	溪流名	久宗川 (久原川)
	土石流の高さが1 mを超える場合、土石流の移動による力が50kN / mを超えない区域		告示年月日	平成 20 年 3 月 28 日	所在地	阿蘇郡高森町上在
	その他の区域					